

白馬村事後審査型一般競争入札心得

(趣旨)

第1 本村が執行する事後審査型一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)、建設工事請負契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、村を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を村長に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に、村、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと村長が認めたとき。

2 落札候補者として決定された者が入札参加資格確認書類を提出しなかったとき、落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、納めないとした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3 入札参加者は、指定された日時、場所において入札書等を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札書等は、次の方法により作成し一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、提出することができる。この場合、入札書等配達日は開札日の前日(その日が、白馬村の休日定める条例(平成元年白馬村条例第29号)第1条第1項各号に定める村の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の休日でない日)までとし、当該日までに配達されなかった入札は無効とする。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書及び工事費内訳書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称等を記載する。
- (3) 外封筒に、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表面には送付先宛名(発注所管課)を、裏面には開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先を記載する。

3 入札者は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額から、消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

- 4 入札参加者が代理人をして入札させるときは、通年委任の届けをしてある場合を除き、入札執行前に委任状を村長に提出して確認を受けなければならない。
- 5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5 再度入札及び再度入札により落札候補者がなく見積書の提出による随意契約を行う場合、再度入札を辞退するときは、入札辞退届出書又はその旨を明記した入札書を、見積書の提出を辞退するときは、見積辞退届出書又はその旨を明記した見積書を入札執行者に直接提出すること。

(入札の取りやめ等)

第6 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、村長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 村長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

(設計図書等に対する質問・回答等)

第7 村長は、入札公告により定める場合を除き、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を白馬村公式ホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

2 設計図書等について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札・見積に関しての優先順位は、次のとおりとする。なお、疑義がある場合は、応札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとする。また、質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わない。

- (1) 質問回答
- (2) 現場説明事項・施工条件明示書・指導事項（特記仕様書を含む）
- (3) 閲覧設計書
- (4) 数量計算書
- (5) 設計図面

(入札の無効)

第8 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書

- (4) 工事費内訳書を提出しない者又は不備のある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 記名、押印のない入札書等
- (6) 金額を訂正した入札書（入札書の内容訂正は訂正印を押印しても認めない。）
- (7) 入札書及び工事費内訳書において、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
（工事費内訳書の提出）

第9 入札参加者は、第1回の入札書の提出に併せ、対象工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格の1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効として扱うものとする。また、内訳書価格の値引きは、原則として認めないこととする。

3 前項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

- (1) 設計図書のうち工事費内訳書（金抜き設計書）に単価、金額を記載したもの
- (2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
- (3) 上記(1)(2)のいずれの場合も、工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名及び工事箇所名、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上代表者印を押印）を添付すること。（様式不問）

4 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

（開札）

第10 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者又は入札事務に関係のない職員の立会いにより行うものとする。

（再度入札）

第11 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者により再度の入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者のうち現に開札会場にとどまっている者に限る。

3 再度入札は、1回を限度とする。

4 再度入札により落札候補者がいないときは、最低金額の入札者に見積書を提出させ、予定価格の制限の範囲内で見積書を提出した場合、入札参加資格要件の審査を行う。この場合の見積書の提出は2回を限度とする。

（落札候補者の決定）

第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした

者を落札候補者とし、落札を保留する。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない当村の職員を指定し、くじを引かせる。

(入札参加資格要件の審査)

第13 落札候補者は、入札参加資格確認書類を持参提出しなければならない。

- 2 審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。
- 3 落札候補者が第1項の規定による入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札参加資格要件の審査のために行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(落札者及び落札価格の決定)

第14 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定する。

- 2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とする。
- 3 落札の決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札保証金の処理)

第15 入札保証金は、落札者が決定したとき、直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(契約保証金の納付)

第16 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を村長に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が
確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 落札者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

第17 落札者は、落札決定から5日以内(休日を除く。)に契約を締結しなければならない。

ただし、契約予定価格が5,000万円以上の工事については仮契約とする。

2 前項ただし書の仮契約については、白馬村議会の議決日をもって、本契約を締結したものとする。

3 契約に要する経費は落札者の負担とする。

(工事等の着手)

第18 請負者は、契約締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第19 請負者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 請負者は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で村長に報告しなければならない。

(異議の申立)

第20 入札者は、入札後、この心得、設計図書等、契約書(案)及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。